平成２５年（フ）第１６０５号
大阪府東大阪市水走５丁目６番１号
破産者　白鳳株式会社
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８００号
大阪市西区新町１丁目６番23号
破産者　ミキバルブ工業株式会社
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７２９号
堺市堺区遠里小野町１丁３番３号
破産者　アイランワークス株式会社
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４１号
北海道岩見沢市７条西３丁目11番地、開始決定時の住所北海道岩見沢市６条西14丁目15番地
破産者　水木　　博
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第２００号
愛知県岡崎市中島町字鮫田１番地１　デンソー鮫田社宅143
破産者　小田原公茂
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２８６号
愛知県岡崎市日名本町18番地４　第１本町ハイツ502
破産者　三浦　裕二
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３７０号
兵庫県西宮市高畑町１番31号
破産者　株式会社正栄印刷所
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３６号
兵庫県西宮市弓場町８番29号
破産者　有限会社中川石油
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２１２号
宮崎市橘通東３丁目３番18号
破産者　有限会社ブティックココ
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１号
山口県周南市五月町６番25号
破産者　朝日プロパンガス株式会社
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所周南支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第７２８号
神戸市北区鹿の子台北町６丁目５番１号
破産者　湯浅　孝光
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７２２号
神戸市東灘区魚崎北町４丁目６番４号　ヴィオレ203号、開始決定時の住所神戸市垂水区塩屋町９丁目17番24号
破産者　西村　篤俊
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７２３号
神戸市垂水区桃山台２丁目12番地の４
破産者　西村　克生
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８２号
兵庫県三木市緑が丘町東１丁目２番地の25
破産者　川上　幸治
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８１８号
広島市西区己斐大迫２丁目６番17号
破産者　福光　秀明
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４３３号
鹿児島県鹿児島市田上台１丁目25番７号
破産者　植木　　稔
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２６５号
岩手県八幡平市大更第25地割211番地６　中村貸家Ｂ棟、破産手続開始決定時の住所岩手県岩手郡岩手町大字沼宮内第12地割67番地９
破産者　朽木　正美
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２６６号
岩手県岩手郡岩手町大字川口第12地割字二ツ森19番地６　スカイハイツＢ棟201、住民票上の住所岩手県岩手郡岩手町大字沼宮内第12地割50番地７第二民部田住宅２号
破産者　岩崎さおり（旧姓朽木）
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部